第十二条第六項の表都道府県の項第三号港湾における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=11}^{21}$」を「$\sum_{n=11}^{22}$」に、「6,130円」を「6,110円」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号$C_n$中「除く。）」の下に「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）」を加え、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号中「$D_{18}=0.033$」を「$D_{18}=0.032$」に、「$D_{19}=0.009$」を「$D_{19}=0.032$」に改め、同号港湾における外郭施設の延長の算式の符号$D_{21}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $D_{22}=0.007$ |

第十二条第六項の表都道府県の項第三号漁港における外郭施設の延長の算式中「$\sum_{n=11}^{21}$」を「$\sum_{n=11}^{22}$」に、「6,070円」を「6,040円」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号$C_n$中「除く。）」の下に「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続の事業等の地方債として総務大臣が調査したものに限る。）」を加え、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号中「$D_{18}=0.033$」を「$D_{18}=0.032$」に、「$D_{19}=0.009$」を「$D_{19}=0.032$」に改め、同号漁港における外郭施設の延長の算式の符号$D_{21}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $D_{22}=0.007$ |

第十二条第六項の表都道府県の項第四号算式中「68,100円」を「68,000円」に改め、同号算式の符号中「$C_{11}=0.0283$」を「$C_{11}=0.0278$」に、「$C_{12}=0.0276$」を「$C_{12}=0.0272$」に、「$C_{13}=0.0280$」を「$C_{13}=0.0276$」に、「$C_{14}=0.0264$」を「$C_{14}=0.0260$」に、「$C_{15}=0.0285$」を「$C_{15}=0.0282$」に、「$C_{16}=0.0287$」を「$C_{16}=0.0284$」に、「$E_6=0.0158$」を「$E_6=0.0156$」に、「$E_7=0.0153$」を「$E_7=0.0152$」に、「$E_8=0.0208$」を「$E_8=0.0207$」に、「$E_9=0.0199$」を「$E_9=0.0198$」に、「$E_{10}=0.0195$」を「$E_{10}=0.0194$」に、「$E_{11}=0.0262$」を「$E_{11}=0.0260$」に、「$E_{12}=0.0250$」を「$E_{12}=0.0248$」に、「$E_{13}=0.0252$」を「$E_{13}=0.0250$」に、「$E_{14}=0.0234$」を「$E_{14}=0.0232$」に、「$E_{15}=0.0285$」を「$E_{15}=0.0282$」に、「$E_{16}=0.0287$」を「$E_{16}=0.0284$」に改める。

第十二条第六項の表都道府県の項第五号算式中「$\sum_{n=18}^{21}$」を「$\sum_{n=18}^{22}$」に、「49,200円」を「51,400円」に改め、同号算式の符号中「$C_{18}=0.0710$」を「$C_{18}=0.0700$」に、「$C_{19}=0.0180$」を「$C_{19}=0.0690$」に改め、同号算式の符号$C_{21}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $C_{22}=0.0130$ |

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式を次のように改める。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | 算式<br>$\dfrac{B\times0.35+C\times0.35+D\times0.35+E\times0.45+F\times0.45+G\times0.45+H\times0.30+I\times0.30+J\times0.30+\sum_{n=13}^{22}(K_n\times L_n)+\sum_{n=11}^{22}(M_n\times N_n)+\sum_{n=13}^{22}(O_n\times P_n)+\sum_{n=11}^{22}(Q_n\times R_n)+\sum_{n=13}^{22}(S_n\times T_n)+\sum_{n=5}^{13}(U_n\times V_n)\times\frac{\alpha}{0.30}+\sum_{n=14}^{20}(W_n\times X_n)+\sum_{n=8}^{20}(Y_n\times Z_n)+\sum_{n=5}^{13}(AA_n\times AB_n)+\sum_{n=21}^{22}(AC_n\times AD_n)+\sum_{n=21}^{22}(AE_n\times AF_n)}{120{,}000円\times A}$ |

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号$K_n$中「限る。）」の下に「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）」を加え、「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同号算式の符号中「$L_{11}=0.016$」及び「$L_{12}=0.040$」を削り、「$L_{20}=0.006$」を「$L_{20}=0.066$」に改め、同号算式の符号$L_{21}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $L_{22}=0.012$ |

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号$M_n$中「限る。）」の下に「（平成22年度において発行について同意又は許可を得たものについては、平成21年度以前に着手した継続事業として総務大臣が調査した事業に限る。）」を加え、「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同号算式の符号中「$N_{19}=0.009$」を「$N_{19}=0.046$」に改め、同号算式の符号$N_{21}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $N_{22}=0.012$ |

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号$O_n$中「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同号算式の符号中「$P_{11}=0.016$」及び「$P_{12}=0.040$」を削り、「$P_{20}=0.006$」を「$P_{20}=0.066$」に改め、同号算式の符号$P_{21}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $P_{22}=0.012$ |

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号$Q_n$中「平成21年度」を「平成22年度」に、「$R_{19}=0.009$」を「$R_{19}=0.046$」に改め、同号算式の符号$R_{21}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $R_{22}=0.012$ |

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号$S_n$中「平成21年度」を「平成22年度」に改め、同号算式の符号中「$T_{11}=0.016$」及び「$T_{12}=0.040$」を削り、「$T_{20}=0.006$」を「$T_{20}=0.066$」に改め、同号算式の符号$T_{21}$の次に次のように加える。

| | | | |
|---|---|---|---|
| | | | $T_{22}=0.012$ |

第十二条第六項の表都道府県の項第六号算式の符号$U_n$中「許可を得た」を「許可された」に改め、同号算式の符号中「$V_7=0.011$」を「$V_7=0.005$」に、「$V_{13}=0.023$」を「$V_{13}=0.022$」に、「$X_{16}=0.022$」を「$X_{16}=0.021$」に、「$X_{19}=0.005$」を「$X_{16}=0.021$」に、「$Z_{13}=0.075$」を「$Z_{13}=0.074$」に、「$Z_{14}=0.037$」を「$Z_{14}=0.036$」に、「$Z_{15}=0.036$」を「$Z_{15}=0.035$」に、「$Z_{17}=0.036$」を「$Z_{17}=0.035$」に、「$Z_{19}=0.009$」を「$Z_{19}=0.035$」に、「$AB_7=0.011$」を「$AB_7=0.002$」に、「$AB_{12}=0.029$」を「$AB_{12}=0.023$」に改め、